

先日、本市における放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業において、国・県からの交付金にの不適切な処理が発覚しました。

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間で、国と県に変換すべきお金は約6,900万円に上ります。

原因は、職員が制度を十分に理解せず、支援員の配置や勤務記録を誤って交付対象に含めていたとのことです。マスコミ等によって大きく報道され、市民からの問い合わせも相次ぎました。今回の不正処理により、関係職員および監督責任のある上司らに懲戒・減給処分を行ったほか、返還額約6900万円については交付団体等に対しては変換請求は行わず、補正予算を組んで返還するというものです。そして、今議会に市長減給30%（3カ月）、副市長減給20%（3カ月）とする条例案が提出されています。

今回の条例案を審査するにあたって、以下の事項について質問する次第です。

第1に、処分の妥当性についてであります。

今回の不適切受給について、現市長は当該年度に着任していないので、直接の法的責任はないものと考えます。しかし、市長は「市政の最高責任者」として再発防止策を定め、市民の信頼回復を図るために、一定の政治的責任・説明責任を負わなければならないため、今回の減給にいたったものと考えます。

そこでまず、処分の妥当性についてお伺いします。今回示されている3カ月30%の減給は、これまでの全国の自治体首長の事例と比べるとかなり重い処分になっています。職員の不祥事によるものは10%減給というのがほとんどであり、幹部職員の酒気帯び運転20%、市長本人の速度違反が50%減給というのが例外として示されています。今回30%・3カ月という重い減給処分を課そうとする理由についてお伺いします。

第2に、再発防止策についてです。

今回の不正受給の原因として、担当者の理解不足、申請時や交付時の確認不足、組織的なチェック機能が十分に果たせなかったことなどがあげられていますが、今後二度と同じような過ちを繰り返さないためにどのような再発防止策を講じ、市民の信頼回復に務めるつもりなのかお伺いします。